

中郷記念館ホームヘルパー 重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業(介護予防訪問介護相当)(市)

1. 事業所の目的と運営方針

要支援状態にある方に対し、適正な介護予防・日常生活支援総合事業第一号事業『介護予防訪問介護相当』（以下「事業」という）を提供することにより要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 中郷記念館ホームヘルパーの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

- ・ 名称 中郷記念館ホームヘルパー
- ・ 所在地 千葉県木更津市井尻 9 5 1
- ・ 介護保険指定番号 (千葉県 1 2 7 1 1 0 0 2 6 3 号)
- ・ サービスの種類 介護予防訪問介護・第一号訪問介護事業(介護予防訪問介護相当)
- ・ サービスを提供する対象地域 木更津市及び袖ヶ浦市

(2) 事業所の職員体制

- ・ 管理者 1 名 (常勤1名 ・ 業務の一元的管理)
- ・ サービス提供責任者 1 名 (常勤1名 ・ 連絡調整、計画書の作成)
- ・ 訪問介護員等 5名以上 (常勤換算数 ・ 訪問介護の提供)

(3) 営業時間

- ・ 月曜日～土曜日 午前 7 時 3 0 分～午後 6 時 3 0 分
- ・ 緊急連絡電話 0 4 3 8 - 9 7 - 2 7 2 1

3. サービスの内容

身 体 介 護	生 活 援 助
・ 入浴、清拭介助 ・ 食事介助 ・ 排泄介助 ・ 体位交換 ・ 服薬の援助 等	・ 買い物 ・ 食事の準備・後片付け ・ 利用者の居室の掃除 ・ 洗濯 等

4. 利用料金

(1) 基本部分 ※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービス内容	介護報酬 単位数 (月額)
訪問型サービス費 (独自)Ⅰ	週1回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者、要支援1・2)	1,176単位
訪問型サービス費 (独自)Ⅱ	週2回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者、要支援1・2)	2,349単位
訪問型サービス費 (独自)Ⅲ	週2回を超える程度のサービスが必要とされた 場合 (要支援2)	3,727単位

* 地域区分 (6級地 1単位10.42円)

* 介護保険適用時の自己負担額は介護保険負担割合証に応じた金額によって変わります。

(2) 加算・減算部分 ※以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の額を算定します。

・初回加算：初回または初回の属する月に、サービス提供責任者が自らサービス提供を行う場合またはサービス提供責任者が他の訪問介護員等のサービス提供を行う際に同行訪問した場合に加算します。

・訪問介護同一建物減算：事業所と同一又は隣接する敷地内に所在する建物の居住者に対してサービス提供を行った場合、10%減算となります。また、訪問介護サービス提供総数のうち、同一敷地内居住者の割合が9割占める場合は12%減算となります。

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質向上等の取組を行う事業所に認められる加算） 1ヶ月の利用金額に24.5%の加算となります。

(3) キャンセル料

キャンセル料は一切かかりません。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

8. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

9. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

11. 衛生管理等について

衛生管理に関して必要な事項を定め、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生管理を適切に行います。

12. 業務継続計画について

大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な環境の変化など不測の事態が発生しても、サービスの提供を中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための体制を整えます。

13. サービス内容に関する苦情について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- ・ 苦情受付担当者 サービス提供責任者 宮口 拓 0438（97）2721
- ・ 苦情解決責任者 マネジャー 山田 博樹 0438（97）2721
- ・ 第三者委員 監事 森 章 090-8725-9586
- ・ 第三者委員 監事 石渡 正明 0438（23）4151
- ・ 木更津市役所 介護福祉課 0438（23）7162
- ・ 袖ヶ浦市役所 高齢者支援課 0438（62）2111
- ・ 千葉県国民健康保険団体連合会 043（254）

14. その他
第三者評価実施及び結果の公表無し

- 定 款 の 目 的 に 定 め た 事 業
- (1) 第 一 種 社 会 福 祉 事 業
 - (イ) 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム の 経 営
 - (ロ) 軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウ ス) の 経 営
 - (ハ) 障 害 者 支 援 施 設 の 経 営
 - (2) 第 二 種 社 会 福 祉 事 業
 - (イ) 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー の 経 営
 - (ロ) 老 人 短 期 入 所 施 設 の 経 営
 - (ハ) 老 人 居 宅 介 護 等 事 業 の 経 営
 - (ニ) 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 の 経 営 (パ ン 製 造 業 を 含 む)
 - (ホ) 一 般 相 談 支 援 事 業 の 経 営
 - (ヘ) 特 定 相 談 支 援 事 業 の 経 営
 - (ト) 障 害 児 相 談 支 援 事 業 の 経 営
 - (チ) 地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー の 経 営
 - (リ) 保 育 所 の 経 営
 - (ヌ) 放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 の 経 営

令和 年 月 日

事業者はサービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所在地

千葉県木更津市井尻951番地

事業所名

社会福祉法人かずさ萬燈会

中郷記念館ホームヘルパー

〈介護保険事業所番号1271100263〉

管理者

宮口 拓

印

説明者

印

私は、契約書及び本書面により上記の重要事項説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

印

〈代理人〉

住 所

氏 名

印

なお、以下連帯保証人は上記契約条項に則り、本人及び代理人とともに本契約の債務履行に関して
極度額65,000円の範囲内で連帯保証する。

〈連帯保証人〉

住 所

氏 名 印